

公益財団法人鹿島学術振興財団

行動規準

公益財団法人 鹿島学術振興財団（以下「この法人」という）は、以下の行動規準を策定し、事業に関わる全ての評議員、理事、監事、選考委員、顧問、および職員（以下「役職員等」という）がこれを遵守することにより、公益法人として持続的かつ効果的な発展を図るものとする。

1. 公益法人の使命と目的

この法人は、公益法人としての使命ならびにこの法人の目的を明確に意識し、この法人の公益目的事業の遂行と法人自体の運営を、持続的かつ効果的に行うものとする。

2. 誠実性・社会への理解促進

この法人の役職員等は、一般の人々が公益法人に寄せる信認と信頼が重要であることを常に認識し、日頃の行動は誠実性をもって実行し、個人の利益となることは行わず、利益相反となる取引については、法令並びに内部規範に則るものとする。また、この法人は、法令等に従って情報をホームページ等で公開するのみならず、自らが行っている公益目的事業について積極的に社会に公開し、社会一般からの理解を得るよう努力し、社会の一員として活動するものとする。

3. 公益法人の機関の権限(役割)と運営

公益法人の機関の権限(役割)と運営は、法令に定められているが、この法人はその意義について明確に意識し、それぞれの機関においては、法令に沿った形式を踏むとともに、内容のある議論にもとづいた運営を行うものとする。

4. 公益法人の業務執行

この法人の業務執行は、理事会の決定・監督のもとに代表理事・業務執行理事により行われるが、理事会は業務執行の決定・監督にあたり、法人の公益目的事業の目的と意義に沿って、主体的にかつ理事および職員と連帯して行動する。そのためには、代表理事、業務執行理事の選定、解職に留意するとともに、それぞれの役割と責任を明確に規定する他、幹部職員の任命や事務取扱手続等を定めて適用する。

5. 理事会の有効な運営

この法人は、理事・監事の選任・解任を適切に行い、理事会において選定された代表理事や業務執行理事のリーダーシップのもと、この法人の保有する専門性や財産を活用し、理事が一体となり職員と連携し事業を推進する。事業にあたっては、理事同士が執行の監督を行うとともに、監事他の外部的視点からの監査監督のもと推進する。

6. 情報公開・説明責任・透明性

この法人は、運営上の規律の遵守を確保し、義務や責任を果たしていることの証として、この法人の事業活動について積極的にホームページ等で情報開示することで社会に対して透明性を確保し、説明責任を果たす。

7. リスク管理・個人情報の保護

この法人は、この法人自体のみならず関係者(stakeholder)を守るため、リスクへの対応がより重要となっていることを認識し、それを管理する体制を構築する。

また、個人情報の保護等については、細心の注意と対策をもって臨み、組織的な管理を徹底する。

8. コンプライアンス・公益通報者保護

この法人は公益法人として関連する法令や定款等を遵守し、理事会は理事ならびに職員が遵守していることを常に確認する。また、これを担保するため、役職員等が不利益を被ることなく、役職員等のコンプライアンス違反を内部通報できる体制を整備し運用する。

9. 改廃

本行動規準の決定・変更は理事会の議決を経て行う。

附則

1. 本行動規準は、2024年7月1日より施行する。